

3 仕事と生活の両立

治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインを公表——厚労省

厚生労働省は2月23日、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を公表した。

ガイドラインは、事業場が、がん、脳卒中などの疾病を抱える者に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と職業生活が両立できるようにするため、事業場における取り組みをまとめたもの。厚生労働省は、今後、ガイドラインの普及や企業に対する各種支援によって、疾病を抱える者が治療と職業生活が両立できるような環境整備に取り組んでいく方針だ。

治療配慮のガイドラインを作成

高齢化の進行に伴い、事業場において疾病を抱えた労働者の治療と職業生活の両立への対応が必要となる場面は増えつつある。ガイドラインは、近年の診断技術や治療方法の進歩により、かつては「不治の病」とされていた疾病においても生存率が向上し、「長く付き合う病気」に変化しつつあるとの考えを示した。

しかし、現状では、疾病や障害を抱える労働者の中には、仕事上の理由で適切な治療を受けることができないケースや、職場の理解・支援体制不足により、離職に至ってしまう場合も見られる。そうした中で、治療と職業生活の両立に悩む事業場も少なくない。

今回公表されたガイドラインは、治療が必要な疾病を抱える労働者が、業務によって疾病を増悪させることがないよう、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるようにするため、関係者の役割、事業場における環境整備、個別

の労働者への支援の進め方を含めた、事業場での取り組みをまとめたもの。

望ましい環境整備

ガイドラインは、事業場において、治療と職業生活の両立支援を行うための環境整備に取り組むことが望ましいとした。取り組むことが望ましい事項としては、①労働者や管理職に対する研修等による意識啓発、②労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化、③短時間の治療が定期的に繰り返される場合などに対応するため、時間単位の休暇制度、時差出勤制度などの検討・導入、④主治医に対して業務内容等を提供するための様式や、主治医から就業上の措置等に関する意見を求めるための様式の整備、⑤事業場ごとの衛生委員会等における調査審議——などを挙げた。

両立支援の進め方

ガイドラインは、治療と職業生活の両立支援の進め方の流れも示している(図表1)。

まず、①両立支援を必要とする労働

者が、支援に必要な情報を収集して事業場に提出する。

次に、②事業者が産業医等に対して収集した情報を提供し、就業継続の可否、就業上の措置及び治療に対する配慮に関する産業医等の意見を聴取する。

③事業者が、主治医及び産業医等の意見を勘案し、就業継続の可否を判断する。

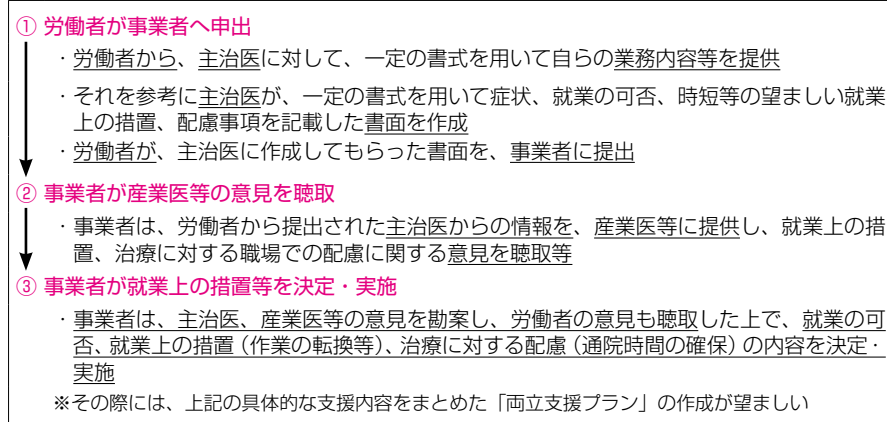
④事業者が労働者の就業継続が可能と判断した場合、就業上の措置及び治療に対する配慮の内容・実施時期等を事業者が検討・決定し、実施する。

⑤事業者が労働者の長期の休業が必要と判断した場合、休業開始前の対応・休業中のフォローアップを事業者が行うとともに、主治医や産業医等の意見、本人の意向、復帰予定の部署の意見等を総合的に勘案し、職場復帰の可否を事業者が判断した上で、職場復帰後の就業上の措置及び治療に対する配慮の内容・実施事項等を事業者が検討・決定し、実施する。

「両立支援プラン」の作成

ガイドラインは、入院等による休業

図表1 治療と職業生活の両立支援の進め方



を要さない場合の対応や、入院等による休業を要する場合の対応についてもまとめている。

まず、入院等による休業を要さない場合の対応として、「両立支援プラン」の策定をすることが望ましい、とした。「両立支援プラン」とは、労働者が治療をしながら就業の継続をする場合、業務によって疾病が増悪することがないように就業上の措置等を決定し、実施する必要があるが、その際の具体的な措置や配慮の内容及びスケジュール等についてまとめた計画のことである。

両立支援プランに盛り込むことが望ましい事項(図表2)としては、①治療・投薬等の状況及び今後の治療・通院の予定、②就業上の措置及び治療への配慮の具体的内容及び実施時期・期間、③フォローアップの方法及びスケジュール——などがある。

ガイドラインでは、「両立支援プラン」のフォローアップの重要性も指摘する。治療の経過によって、必要な措置や配慮の内容、時期・期間が変わることから、適時、労働者に状況を確認し、必要に応じて両立支援プラン、就業上の措置及び治療に対する配慮の内容を見直すことが必要としている。

「職場復帰支援プラン」の作成

一方、入院等による休業を要する場合の対応については、まず、休業開始前の対応として、労働者に対して、休業に関する制度(賃金の取り扱い、手続き等)や休業可能期間、職場復帰の手順等について情報提供を行うとともに、休業申請書類を提出させ、労働者の休業を開始することを挙げる。

休業期間中は、あらかじめ定めた連絡方法によって労働者と連絡をとり、労働者の状況や治療の経過、今後の見込み等について確認することや、労働

者の不安や悩みを相談できる場を設けることなどを挙げた。

また、ガイドラインは、労働者の疾病が回復した際には、以下により職場復帰の可否を判断するとしている。

具体的には、①事業者は、労働者本人を通じて、事業場が定めた様式等を活用して職場復帰に関する主治医の意見を収集する、②主治医の意見を産業医等に提供し、職場において必要とされる業務遂行能力等を踏まえた職場復帰の可否に関する意見を聴取する、③本人の意向を確認する、④復帰予定の部署の意見を聴取する、⑤主治医や産業医等の意見、本人の意向、復帰予定の部署の意見等を総合的に勘案し、配置転換も含めた職場復帰の可否を判断する——などとしている。

ガイドラインは、職場復帰が可能であると判断した場合、事業者は、労働者が職場復帰するまでの計画(「職場復帰支援プラン」)を策定することが望ましい、とした。職場復帰支援プランに盛り込むことが望ましい事項は、「両立支援プラン」と同様だが、それに加え、職場復帰日についても明示する必要がある、としている。

また、職場復帰支援プランの作成に当たって、退院や治療の終了と同時にすぐに通常勤務に復帰できるとは限らないことにも留意が必要だ。「職場復帰支援プラン」等に基づく取り組みの実施では、治療の経過を適時、労働者に確認し、必要に応じて職場復帰支援プラン、就業上の措置及び治療に対する配慮の内容を見直すなどのフォローアップも必要としている。

図表2 両立支援プランに盛り込むことが望ましい事項

- | |
|--|
| ① 治療・投薬等の状況及び今後の治療・通院の予定 |
| ② 就業上の措置及び治療への配慮の具体的内容及び実施時期・期間
・作業の転換(業務内容の変更)
・労働時間の短縮
・就業場所の変更
・治療への配慮内容(定期的な休暇の取得等)等 |
| ③ フォローアップの方法及びスケジュール(産業医等、保健師、看護師等の産業保健スタッフ、人事労務担当者等による面談等) |

「がん」の留意事項も記載

ガイドラインは、特に「がん」について留意事項をまとめた。近年、がん医療の進歩等により、通院で治療を受けながら仕事を続けているケースが増えているからだ。がん治療は、手術(外科治療)、化学療法(抗がん剤治療)、放射線治療等の様々な治療を組み合わせる「集学的治療」が基本で、「手術が終われば治療終了」とは限らない。がん治療や治療に伴う症状は様々で、両立支援に当たっては、特に個別性に配慮した対応が必要だ。治療や経過観察は長期にわたるとともに、治療に伴い予期せぬ副作用等が出現し、治療の内容やスケジュールの見直しが必要なこともある。

そのため、ガイドラインは、労働者がフォローアップを受けられるよう、事業者に対して必要な情報を提供することが望ましい、とした。例えば、化学療法では、治療を1~2週間程度の周期で行うため、その副作用によって周期的に体調の変化が生じることがある。就労継続する場合は、労働者が主治医に対して出やすい副作用やその内容・程度、治療スケジュールの変更の有無等の情報を事業者に提供することが望ましい、としている。

そのほか、ガイドラインは、がん治療を受けた労働者のメンタルヘルス面への配慮も求めた。(調査・解析部)